

生活防衛緊急対策

予備費1兆円創設

地方交付税は1兆円増額

政府は12日、第3弾の経済対策となる「生活防衛のための緊急対策」をまとめた。自民党などで2009年度予算での増額を求める声が高まっていた公共事業関係費については、「経済緊急対応予備費1兆円」の創設と「雇用創出などのための地方交付税1兆円増額」で対応するかたちと

なった。ただ、実際の増額量は、各省の予備費の取り合いでどれだけ公共事業に充てられるか、地方交付税の増額分を各都道府県が社会資本整備にどれだけ回すかによる。麻生太郎首相は12日の会見で、経済緊急対応予備費について「予算編成の基本方針」で「機動的かつ弾力的に」と

示した特別枠であることを説明し、使途は「雇用、中小企業金融、社会資本整備、社会保障など」とした。予備費は、緊急的な災害復旧などのために毎年度3500億円程度が計上されている。今回の経済緊急対応予備費は、通常の予備費とは別枠で、予期しない新しい事態に

備えて1兆円を計上するもの。

別枠予備費の設定は、公共事業の予見できない予算不足に充てるため、1999年度と00年度に5000億円ずつ、01年に3000億円が「公共事業等予備費」として計上されたことがある。

今回の経済緊急対応予備費は、公共事業に使途を限定していないため、補正予算と当初予算の消化後に、各省が必要額を1兆円から取り合つことになる。公共事業関係費は、01年度以降、予算概算要求基準（シーリング）で3%削減が続いており、およそ6

兆5000億円から2000億円程度ずつ削減されている。09年度予算でも、3%削減は続いたため、08年度以上の公共事業関係費を確保するためには、別枠予備費から2000億円以上を獲得する必要がある。補正や当初の予算を消化した後のため、実質的な別枠予備費の執行は、来秋以降になると予想される。

地方交付税は、本来、地方自治体の税収入となる税を国が徴収し、地方自治体の財政状況に応じて配分している。地方交付税が増額になれば、地方自治体の財源が増えることになる。使途は地方自治体

の裁量に任されており、社会資本整備に充てられるとは限らない。

ただ、生活防衛のための緊急対策では「雇用創出などのため」としており、麻生首相は12日の会見で「（地方交付税の増額は）国庫補助事業のうち地方自治体が負担するいわゆる裏負担の部分に充てるものだ」と説明し、道路や電柱の地下埋設など雇用創出につながる公共工事での使用を想定している考えを示した。実際に、増額分の地方交付税を地方自治体がすべて社会資本整備に使用すれば、1兆円分の公共工事増となる。